

婦人参政権獲得運動から戦後初の女性議員誕生まで ——女性の政治活動について

From the Beginning of the Women's Suffrage Movement to the First Female Member of the House of Representatives born after World War II:
about Women's Political Activities

橋本富記子*

HASHIMOTO Fukiko

要旨 戦前の女性解放運動の一つとしての、婦人参政権獲得運動は市川房枝らによつてはじめられ、途中に戦争をはさみながらも継続された。戦後の民主化のなかで女性にも参政権は付与され、1946年4月10日の第22回衆議院議員選挙によつて39人の女性議員が誕生した。

75年前の女性議員の議会活動を「帝国議会会議録：第90回・第91回・第92回帝国議会衆議院議会」（帝国議会会議録検索システム（ndl.go.jp））を使い検証、その結果から女性が政治に参加する意義と政治分野において現在も続く女性の政界進出の低さの原因を考察した。

はじめに

問題意識：

わが国で、女性参政権が議会で正式に認められたのは1945（昭和20）年12月17日のことである。そして、翌年1946（昭和21）年4月10日、第22回衆議院議員選挙が行われ、初の女性議員39人が誕生した。この39人は年齢も出自も違っていたのだが、その「人となり」や議員になる前の政治活動及び当選後の政治活動を検証するために、明治末から大正・昭和と続けられてきた女性参政権獲得運動の歩をもひも解く。その論証から戦後初の女性議員誕生によつて新たな展開を迎えた女性の政治参加の意義と今も続く政治分野における男女格差の原因を考察する。

ところで、毎年3月30日に日本の女性の政治参加（＝政治と女性との関わり）についての、興味深い数字が発表される。それはジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）¹⁾である。これは、国の男女共同参画局発行『共同参画』にも掲載され、日本の新聞

* 千葉大学大学院人文公共学府博士後期課程

¹⁾ 2021年3月30日（現地時間）、スイスのシンクタンク、世界経済フォーラムが発表した2021年版の男女格差レポート（Global Gender Gap Report）によると、男女の格差が最も小さい国はアイスランドで、スコア（指数）が0.892点だった。アイスランドは10年以上トップを維持している。ここで使われる指数は、経済、政治、教育、健康の4つを分野ごとにデーターをもとに、女性が男性に比べてどれだけ地位や機会などを得られているかをウェイト付けして、その総合値を算出し単純平均したものである。「0」が完全不平等、「1」が完全平等とされる。日本は前年より1ランク順位を上げ、120位となった。分野ごとの順位は、経済が117位、教育が92位、健康が65位、政治が147位となっている。女性の政治参加が少ないことなどにより、政治の評価が低い。男女ともに平均寿命が長いことなどにより、健康の評価は多少良い。参考：政治分野0.061（前回0.049）（147位、前回144位）・経済0.604（前回0.598）（117位、前回115位）・教育0.983（前回0.983）（92位、前回91位）・健康0.973（前回0.979）（65位、前回40位）、2021年の日本の総合スコアは、順位は156カ国中120位（前は153カ国中121位）詳細は男女格差（ジェンダーギャップ）指数ランキング（2021年版）（memorva.jp）

やその他メディアからの引用される頻度が高いものである。今年も発表があり、その指数をもとにしたランキングでは、昨年と変わらず、日本では政治分野への女性の参画が世界的に見て低いことがあらためて明らかになった。また、「列国議会同盟」(IPU)の調査²⁾報告からも、女性議員の議会での割合は³⁾G7など先進国の中では、もっとも低い数字⁴⁾であることが明らかである。この調査では日本の政治分野における男女格差が大きい理由として、「政界において女性の議員や閣僚が少なく、さらに女性首相が誕生していない」という点があげられている。30年近く前の1992年に出版された『新・現代女性の意識と生活』内の記述では「1970年代に女性の教育レベルが上がり、また、女性の就業率も予測以上に伸び、個人所得も増えたことで、男女の社会・経済的機会の格差が小さくなったにもかかわらず、そのような「女性が獲得した様々な資源」は(が)簡単には政治活動に転化されていない⁵⁾のではないかと指摘されていた。しかし、2020年現在も女性の政治参加の現状は世界経済フォーラムの男女格差レポート(Global Gender Gap Report)や「列国議会同盟」(IPU)の調査報告からも明らかなように30年前と現状はあまり変わっていない。女性の政治活動への進出が世界的に見ても満足のものとは言えないのである。

ところで、政治活動=政治参加とはどう定義されるであろうか? 大海篤子はその著作中に「政治機構、政策決定者の選択、あるいは政策に対して何らかの影響を試みる市民による活動⁶⁾」であると定義した。つまり、政策を決定する場(国会や地方議会等)に女性が少ないことで(自分達の意見を聞いてもらえないことが生じる。それゆえに)、政治が(女性たちの要求に)十分に対応できていないと考えられるのではないかと。女性も政治に参加し、その場で自分の意見を表明し、政策作成やその審議の過程に影響を与えていかなければならないと筆者は考える。(丸括弧内、筆者が加筆)

戦前において女性は政治に参加する機会さえ与えられていなかった、そのことが婦人参政権獲得運動につながっていった。そして、第二次世界大戦を挟んで、戦後の民主化の流れの中で女性への参政権がはじめて付与され、戦後初の総選挙によって初の女性衆議院議員が誕生した。政治の中核である国会に女性議員が登壇したことについて、前述の大海は「初の女性議員は民主主義の重要な要素である「参加と平等」を可視化した「民主改革の星」であり、時代によるさまざまな制約を受けながらも、被選挙権を生かしたことが注目される⁷⁾」と述べている。

女性参政権の獲得は、戦後になって長年にわたって活動を続けてきた婦人参政権獲得運動の女性活動家たちが待ち望んだものであり、その行使によって民主主義に則った選挙が実施された。初の女性議員の誕生は戦前から続いた「婦選」運動をはじめとする、女性に

²⁾ この調査は政治分野における女性参画の国際的比較として各国の国会下院(日本は衆院)または一院制の国で女性議員の割合を問うものであり、女性議員の割合は世界全体では24.9%に上るが、日本は9.9%で、世界191ヶ国中165位(2020年1月現在)となる。

³⁾ 参考:1989(平成元)年1.4%:7人。日本の女性衆議院議員は戦後の一時期を除き、全体の1~2%で推移している。ただ2009(平成21)年の選挙では54人が当選し、女性の割合が11.3%と過去最高を記録したこともあった。

⁴⁾ 詳細は以下へInter-Parliamentary Union | For democracy. For everyone. (ipu.org)

⁵⁾ 神田道子、木村敬子、野口眞代編著『新・現代女性の意識と生活』日本放送協会出版会、1992年

⁶⁾ 大海篤子(おおがいとくこ)『ジェンダーと政治参加』世識書房、2005年、4-5頁にて、メアリー・マーガレット・コンウェイ、2000 *Political Participation in the United States*から引用

⁷⁾ 同前『ジェンダーと政治参加』29頁

よる社会運動の一つの帰結であるといえるであろう。

先行研究：

日本の「女性参政権」獲得運動に関する研究では、菅原和子 [1994・2007]⁸⁾が、婦人参政権が認められるまでの、その運動を再考するとともに、戦後、政権によってどのような意図をもって女性参政権が立法化されたかを検証している。この論文では戦後、幣原内閣における内務大臣堀切善次郎と「婦選」活動家市川房枝との戦中からの関係性に注目することで女性参政権付与の裏側で起こっていた政治的な動きに迫った。またDHQと加藤シヅエとの関係性から、日本が民主国家へと転換を果たした際の加藤の果たした役割への再検証⁹⁾も試みている。

さらに女性の政治参加についての研究については大海篤子 [2005]¹⁰⁾が政策決定の場に代表として選出される女性を増やすことが日本の政治のゆがみを直すために重要であるという見地から、女性の政治参加と制度の関連を検討するために、初の女性議員の政治への参加過程とその政治的意味を考察している。また、初の女性議員の研究について、伊藤康子 [2008]¹¹⁾が「婦選獲得同盟」と第22回衆議院議員選挙との関係に注目し、議員誕生の背景を考察している。菅原、伊藤の研究では戦前の「婦選」活動から戦後の初の女性議員誕生までの歴史的背景が詳しく述べられている。また、大海はジェンダーと政治学の立場から女性の政治参加と制度との関連を検討している。

ただ、いずれも、戦後初の衆議院議員選挙に題材をもとめながらも初当選した女性議員39人がどのような政治活動を行い、その活動にどのような意義を見出すのかという点において実証が不十分である。戦後の記録映像等では、初の女性議員というと、紋付を着て議会へ初登庁する着飾った女性たちの姿が印象的で、議員としてどのような仕事を人たちのなかでよくわからない。また世間の評価もこのあたりで止まっているように感じる。今一度、女性議員39人の政治活動を見直し、その政治活動が社会的にも意義あるものであったかを再検証することが必要であろう。第一章では女性参政権獲得運動の歴史とその運動のリーダーであった市川房枝の政治活動を振り返るとともに、第二章・第三章では政治参加のモデルケースとして初の女性議員に焦点をあて、政治家としての真価を探る。

第一章 女性参政権獲得への歴史

1. 戦前における婦人参政権獲得運動

女性参政権とは、男女同等の選挙権・被選挙権・公職就任権の3つの権利を指す。国としてはニュージーランドにおいて、1893年に女性が初めて選挙権を獲得した（被選挙権は遅れて1919年である）。日本の女性参政権獲得は1945（昭和20）年で、世界では64番目、アジアでは15番目であった。

明治維新後、日本においても、芸娼妓解放令（1872年）や福澤諭吉の唱えた男女同権論、

⁸⁾ 菅原和子「日本の「女性参政権」の成立とその史的背景」『自治研究』70巻第1号・第4号、71巻第1号、良書普及会、1994年

⁹⁾ 同前「婦人参政権の設立経緯再考：加藤シヅエの役割をめぐって」『近代日本研究』Vol. 24慶應義塾福沢センター、2007年

¹⁰⁾ 同前『ジェンダーと政治参加』世識書房、2005年、27～64頁

¹¹⁾ 伊藤康子「一九四六年総選挙と女性の動向」『草の根の婦人参政権運動史』吉川弘文館、2008年

あるいは1880年代の自由民権運動に触発され、景山英子・岸田俊子らによる婦人解放運動などがおこる。それらは女性解放運動の前史とされるが、社会からの反発も起こり十年ほどで急速にしぼんでしまう。しかし明治の末年から大正デモクラシー期にかけての女性たちによる政治的欲求として、女性参政権を求める気運が徐々に高まってくる。そして、平塚らいてうの青鞥社結成をはじめりとして、1919（大正8）年平塚と市川房枝、奥むめおらによる「新婦人協会¹²⁾」や、1921（大正10）年ガントレット恒子、久布白落実らによる「日本婦人参政権協会」（後の日本基督教婦人参政権協会）が婦人参政権獲得運動の展開を始める。やがて、その運動のすそ野は一般大衆婦人へ広がっていった。1923（大正12）年2月には、「新婦人協会」の後身である婦人連盟会と真新婦人会が中心となって「婦人参政同盟」が組織される。同9月の関東大震災後、労働運動や組合運動への弾圧が加えられるその一方で、第一次世界大戦後のロシア革命や欧米諸国の女性参政権付与などの国際社会の民主化の動きは、日本での男子普通選挙（「普選」）を求める運動につながっていく。また男性の「普選」の獲得は婦選獲得運動全体に弾みをつけるものであった。婦人参政権獲得が女性の地位向上につながるという認識が女性団体全体に広がり、運動の大同団結が図られたのである。そして翌24年市川房枝らによって「婦人参政権獲得期成同盟会」（後に「婦選獲得同盟」と改称）が結成された。

1925（大正14）年2月には第50回帝国議会¹³⁾において、男子普通選挙法の制定が上程（同年3月に成立、同5月5日に公布）された。その時、「婦選獲得同盟」は「婦選なくして真の普選なし¹⁴⁾」のスローガンの下、婦選三案¹⁵⁾要求の請願や三案に賛成する男性議員への選挙応援、政府・政党への申入れ、地方遊説など精力的に運動を行った。当時、女性の参政権獲得には帝国議会での法制変更が必要であった。しかし、政治に直接参加できない女性にとって、男性議員への働き掛けや世論を動かすことで、自分達の要求を訴えるほかなかったのである。1930年前後には運動の成果があらわれ、1930（昭和5年）第58回特別議会にて衆議院で政友会は党議決定によって、民政党は有志議員によって、女性が政党に加盟する権利、地方の政治に参画する権利（公民権）を付与する法案を提出し、議会にて可決されるが、貴族院にて否決される。しかし、1931（昭和6）年7月第59回帝国議会において内務省提案によって婦人参政権を条件付で認める法案¹⁶⁾が衆議院にて可決するが、結局貴族院にて否決される。その以降、戦争の拡大に伴って婦人参政権を認める法案が議会に提出されることは無く、また市川房枝自身も従来の不戦の立場から戦争協力への運動戦略の変更を余儀なくされた。それからは戦争遂行の国策に協力することで女性の政治地位向上を目指すようになっていった¹⁷⁾。1942（昭和17）年には、婦人参政権運動の団体も

¹²⁾ 運動の成果としては、1922（大正11）年には「集会及び政社法」の一部改正に成功し政談の自由は取り戻した

¹³⁾ 第50回帝国国会議には「婦選三案」が初めて上程された。「婦選三案」については注15を参照のこと。

¹⁴⁾ 法学者の穂積重遠が「婦選なくして何の普選ぞや」と論じたのが、始まりとされる。

¹⁵⁾ 婦選三案とは女性の結社権、公民権（市町村会および道府県会議員の選挙権・被選挙権）、参政権（衆議院議員の選挙権・被選挙権）を要求する法律改正案の通称

¹⁶⁾ この法案自体へは、市川房枝らは反対の姿勢をとっており、あくまでも完全な形での参政権を求めていた

¹⁷⁾ この市川房枝の戦争協力に対する評価は1970年以降、戦争加害者として糾弾する（加納実紀氏・鈴木裕子氏による）論調が占めていたが、1990年代以降は市川の戦前の婦選運動や戦後の政治活動にも注目する研究が散見され、没後40年の本年には評伝も刊行されている。

他の婦人団体とともに国による女性統一組織である「大日本婦人会」へ統合された。また市川自身も戦争継続のため国策に則った戦争協力（翼賛体制下での女性政策の立案等の活動）をし、「大日本言論報国会」では、唯一の女性理事としても活動する。そして戦後の1947（昭和22）年、戦時の翼賛体制下における「大日本言論報国会」の活動によって、市川は3年間7ヶ月にわたって公職追放¹⁸⁾となるのである。

2. 戦後—女性参政権付与の経緯

(1) ポツダム宣言の受諾と占領期の民主化政策

ポツダム宣言の受諾とそれに続く占領期の民主化政策によって、日本は戦前の全体主義から民主主義への180度の大転換を遂げた。種々の政策の中でも、参政権の獲得と行使に続いた女性の地位改革のための諸政策（以降、「女性政策」と呼ぶ）は戦後の民主化政策の柱ともいえるもので、女性はそれまで制約されていた多くの権利を獲得した。それらを政治的、経済的、社会的観点から分けて見ると、政治的分野は婦人参政権、経済的分野は労働基準法、社会的分野は憲法の婚姻及び家族における男女の本質的平等の規定がそれにあたり、それぞれの分野における女性政策の端緒となっていく¹⁹⁾。

(2) 「婦選」の運動家、市川房枝の戦後の取り組み

戦後社会の動きを女性の政治への参加という面から見てみると、戦前の「婦選」の活動家が手をこまねいて、GHQの改革を待っていたわけではない。戦前・戦中と「婦選」運動の中心となった市川房枝しかりである。終戦の詔が発せられてからわずか10日後の8月25日には市川が中心となって「戦後対策婦人委員会」が組織され、女性参政権の獲得及び女性に関する問題等への取り組みを開始している。

GHQからの女性参政権の付与に先んじるために、市川は終戦2日後に組閣された内閣の総理大臣の東久邇稔彦に、日本政府が先に婦人参政権（の付与）を決めるよう申し入れをするが、「一億総懺悔」を打ち出し、戦争責任の曖昧化に忙しかった首相は「考えておく」という消極的な返事をしたのみであった²⁰⁾。また、市川らは自由党の結成を準備していた鳩山一郎にも会い、党の政策に婦人参政権を入れるように依頼し、鳩山はそれを承諾した。1945（昭和20）年10月に東久邇内閣の後を受けて組閣された幣原喜重郎内閣は、GHQの「指示に先じて施策する」として、同年10月10日「20歳以上の国民に男女の別なく選挙権を与える」ことを閣議決定した²¹⁾。同年11月3日には市川によって、戦後初の女性市民組織で

¹⁸⁾ 1947（昭和22）年3月に参議院議員選挙立候補者への公職適否審査会委員会の審査を受けるが、3月24日付で「覚書該当者」なり公職から追放された。結局その期間は1950（昭和25）年10月までの3年7カ月に及ぶものとなった。この間市川は政治の表舞台に立つことができず、間接的にしか政治に関わることが出来なかった。このことは市川のみならず、政治活動を行う女性たちに致命的で、女性団体の活動にも影響を与えたといわれている。

¹⁹⁾ 神崎智子『戦後日本女性政策史—戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで』明石書店、2009年、19頁

²⁰⁾ 児玉勝子『覚書・戦後の市川房枝』新宿書房、1985年、13頁

²¹⁾ 堀切善次郎「婦人参政権はマッカーサーの贈り物ではない」『日本婦人問題資料集成 二 政治』ドメス出版、1977年、677～678頁。なお、幣原内閣が婦人参政権を決めたのはマッカーサーとの面会前日の「10月10日」であるということに対して、神崎智子氏の『戦後日本女性政策史—戦後…』明石書店、2009年、25頁上にて、面会当日の「10月11日」午後1時から閣議での決定であるとの反証を述べられているが、本論文では従来の説を踏襲し、記載した。

ある「新日本婦人同盟」が、女性参政権と女性の政治教育を設立趣旨として設立された。

第二章 戦後、初の衆議院議員選挙—女性議員誕生

(1) 第22回衆議院議員選挙への道程

1945（昭和20）年10月10日に選挙法改正が閣議で内定され、同年10月15日の治安維持法の廃止・11月21日の治安警察法の廃止によって結社権が復活し、自由に政党に加入し、政治活動が可能になった。結果、日本自由党²²⁾・日本進歩党²³⁾・日本協同党²⁴⁾・日本社会党²⁵⁾・日本共産党²⁶⁾の政党組織が復活した。また同年12月17日には衆議院議員選挙法の改正が公布された。これにより女性参政権が実現し、翌日18日にはGHQから幣原喜重郎内閣への指令により衆議院は解散した。ただ、46年1月に行われるはずだった総選挙はGHQからの指令により3ヶ月延期され、立候補予定者の資格審査（軍国主義者の排除）＝「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令」施行の後、1946（昭和21）年3月11日に第22回衆議院議員選挙が公示され立候補の届け出受付が開始された。戦後の混乱のなかではあったが、女性たちの初の選挙戦が始まったのである。この選挙に立候補した女性は全国で79人であった。改正された衆議院議員選挙法では、大選挙区（全県一区）、制限連記制²⁷⁾がとられ、女性参政権と選挙権年齢引き下げにより、満20歳以上の男女による普通選挙が確立された。同年4月10日、この第22回衆議院議員総選挙で、39人の女性（当時は「婦人」と記載）議員が誕生した（本衆議院議員選挙についての立候補者数や当選者数等は資料①～③を参照されたい）。衆議院における39人の女性議員の誕生は現在に至るまで、最大のものである²⁸⁾。同年9月27日地方制度²⁹⁾の改正により公民権も付与され、地方政治に参加する権利を獲得した。

22) 結党11月9日 婦人部長吉岡弥生

23) 同11月16日 婦人部長村岡花子

24) 同12月18日 婦人部長、奥むめを

25) 同11月2日 婦人部長、赤松常子

26) 党大会12月 婦人部長、野坂龍（りょう）

27) 選挙区割りおよび投票方法は大選挙区（全県一区）、制限連記制（有権者が投票用紙に三人の候補名を連記する三人連記制）により行われた。翌年には再び改正され、これ以降、大選挙区・制限連記制は実施されていない。

28) 総務省自治行政局選挙部管理課「衆議院選挙結果調」より。参考として「当時の米連邦議会の上下両院の女性議員が合わせて10名前後であり、この39人の当選者数は国際的レベルから見ても画期的であった」進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、2004年、181頁

29) 東京都制、市制、町村制を整備し、地方議会での男女平等の選挙権、被選挙権を実現した

資料① 国会議員選挙における男女別有権者数、投票者数及び投票率

選挙別	有権者数 (人)			投票者数 (人)			投票率 (%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
衆議院									
第21回総選挙 1942/4/30	14,599,287	14,599,287			12,137,081		83.16%	83.16%	
第22回総選挙 1946/4/10	36,928,420	16,320,752	20,557,668	26,582,175	12,814,875	13,767,300	72.08 (前回比: ▼11.08)	78.52 (▼4.64)	66.97
第23回総選挙 1947/4/25	40,907,493	19,577,766	21,329,727	27,797,748	14,658,498	13,139,250	67.95 (▼4.13)	74.87 (▼3.65)	61.60 (▼5.37)
第24回総選挙 1949/1/23	42,105,300	20,060,522	22,044,778	31,175,895	16,196,844	14,979,051	74.04 (△6.09)	80.74 (△5.87)	67.95 (△6.35)
第25回総選挙 1952/10/1	46,772,584	22,312,761	24,459,823	35,749,723	17,953,553	17,796,170	76.43 (△2.39)	80.46 (▼0.28)	72.76 (△4.79)

参考：総務省統計局 衆議院総選挙一覧

資料② 衆議院女性候補者数と当選人数

選挙回	候補者数			当選人数				
	女性	全体 (男女計)	比率	女性	定員	女性 当選率	議席率	男性 当選率
22回総選挙	79	2,691	2.85	39	466	49.37	8.34	16.34
23回総選挙	85	1,590	5.35	15	466	17.65	3.22	29.97
24回総選挙	44	1,364	3.23	12	466	27.27	2.58	34.39
25回総選挙	26	1,242	2.09	9	466	34.62	1.93	37.52

参考：上條末夫「衆議院議員総選挙における女性候補者」『駒澤大學法學部研究紀要』巻48、1990年
 当選率＝当選者÷候補者×100(%)

資料③ 衆議院女性議員の党派別当選数

選挙回／党派	日本自由党	日本進歩党	日本社会党	日本協同党	日本共産党	諸派	無所属	計
22回総選挙	4	6	8	0	1	11	9	39
23回総選挙	3	3 (日本民主党へ)	9	0	0	0	0	15
24回総選挙	2	0	7	0	3	0	0	12

筆者、資料④から作成

(2) 市川房枝と女性候補者—「婦選」運動のその後

女性議員誕生には、戦前から続く、「婦選」運動をはじめとする女性による社会運動からの影響を無視することはできない。1945（昭和20）年11月3日、市川房枝が中心となって作られた「戦後対策婦人委員会」小政治委員会から発展した「新日本婦人同盟」が結成された。その綱領には「一党一派に偏せず随時各政党及び各種団体と連携協力する」とあり、戦後初の総選挙を見据え市川はこの活動で（これから政治家を目指す女性たちへの）

政治教育を主に行うとした（丸括弧内、筆者加筆）。戦後初の第22回衆議院議員選挙は「新日本婦人同盟」にとって、女性への政治教育の最初の機会となった。「新日本婦人同盟」と立候補者との関係は「（立候補者への応援は）会としては一切しないこと、会長常任委員は個人の資格としても一切しない、但し婦人候補者で特に優秀な人に限り個人として応援する場合は認める³⁰⁾」とした。

第22回衆議院議員選挙における「新日本婦人同盟」の会員中、立候補者は12人でその内当選者8人（大日本婦人会理事・竹内茂代^{①⑦}、武田キヨ^⑧、国婦・日婦理事³¹⁾・米山久^{③⑦}、山下ツ子^④、和崎ハル^{③⑨}日本民党・戸叶里子^{②⑩}、榊原千代^⑫、なお下線は、婦選獲得同盟役員および会員、但し竹内^⑦と米山久^{③⑦}は戦前の官製婦人団体役員でもあった）という結果となった。（詳細は参考資料4参照、文章内の①②等の数字はあいうえお順に39人に振った番号）また、落選者は4人（婦人同志会・木内キヤウ、日本基督教婦人矯風会・久布白落実、関東婦人同盟、大東京消費会・橘みな、日本民党・福地文乃）（下線、婦選獲得同盟役員および会員）であった。「婦選獲得同盟」会員に注目すると会員関連候補者16人中、当選者は7人であった。

当選者7人は「婦選獲得同盟」会員であってもそれぞれに、所属した党派は違っており、自由党・竹内茂代^{①⑦}、自由党・武田キヨ^⑧、社会党・米山久^{③⑦}、無所属・山下ツ子^④、無所属・和崎ハル^{③⑨}、社会党・新妻イト^③、社会党・加藤シヅエ^⑤である。39人の当選者のうち、「新日本婦人同盟」と「婦選獲得同盟」の関係者は重複を除くと、9人であった。

伊藤康子³²⁾はその論文で「婦選獲得同盟」の支部があった秋田、群馬、千葉、東京、新潟、神奈川、石川、京都、兵庫、広島、愛媛、熊本の各都道府県の内、女性の当選者を出さなかったのは愛媛県のみで、戦前の「婦選」運動に代表される婦人運動が、戦後の政治活動への「地下水的連帯」を持って女性の立候補、当選の基盤となった。」と、当選者と戦前の「婦選」運動との関係性を述べている。また、岩尾光代³³⁾は「戦前からの「婦選」運動の会員がこの選挙ではそれぞれの縁から右から極左まで、政党を選んで選挙戦に臨んでいる。ここから、「婦選」運動が一つのイデオロギーによるものではなくて立場を越えた女性の欲求によってなされていることが明らかである。」と述べているが、上記の各会員からの当選者の顔ぶれからも、戦前・戦中からの女性の社会活動が女性議員誕生に深く寄与していることは明らかである。また、進藤久美子は「この選挙で重要なことは単に女性の投票率が予想を大幅に上回ったことや大方の予想を超える多数の女性立候補者や当選者を出したことだけではなく、（略）第二次大戦後の日本社会で女性たちが戦前、戦中の政治の関わりを通し、政治的主体として応分の熟成を見せていたことである。そして、そうした女性たちの政治意識が、女性票として機能していた点にある³⁴⁾…」とした。

³⁰⁾ 市川の本選挙への考えは「私はね政治教育をする会を作って選挙とは何かってことを一生懸命みんなに説明して歩く役割」、市川房枝「私の婦人運動一戦前から戦後へ」『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979年、80頁と述べ、1946（昭和21）年4月の衆議院議員選挙には立候補しなかった。養女の市川みさおの回想によると「本人は、衆議院に全く向いていないと考えていた。」市川研究会『聞き取り調査—市川みさお①』2005年11月4日、「市川は戦前の権謀術策に終始した衆議院での政党政治や金権選挙が自分の体質に合わないと考えていた」とも述べている。

³¹⁾ 大日本国防婦人会金沢地方本部理事、大日本婦人会石川県支部副支部長

³²⁾ 伊藤康子「1946年総選挙の立候補者・当選者と婦選運動」『中京女子大学紀要』第26号、1992年

³³⁾ 岩尾光代『新しき明日の来るを信ず』日本放送協会出版、1999年、160頁

³⁴⁾ 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、2004年、187頁

ところで、大海は、大量の女性議員が誕生した理由³⁵⁾を、第一に「大選挙区制」制度の実施をあげ、第二に「戦前の指導者」が公職追放によって立候補できなかったことによる候補者不足、第三に国民の平和への強い意欲の反映が女性への期待となったとした。さらに特に女性に有利に働いたとする理由について、第一にマッカーサーによる女性支援の強い意志があったことをあげ、それに加え、民間情報局企画婦人課長エセル・ウィードの活躍³⁶⁾による影響も推察した、第二に戦後の窮乏による選挙資金の枯渇が、候補者側からの買収や選挙民への供応に使うお金やその道具となる食糧や品物の無い状況をもたらしたこと³⁷⁾や全国民に金がなかったために、資金が乏しい女性も立候補（79人）できた点であるとした。第三としては選挙権の拡大による「混乱」をあげている。選挙権の拡大により有権者が増え、今回の選挙で初めて投票するという人が多かった。また投票を経験した人も「連記制」という二人とか三人投票する方法は経験したことがなかったということからも混乱があったとする。「男性は男性に投票し、女性は女性に投票する」とか、「一人は男性、もう一人は女性に投票するとか」という、勘違いが生まれたことで選挙民の男女を問わず女性候補者への投票が多かった³⁸⁾とする見解もある。

次の(3)では39人の女性議員を一括りにするのではなく、年齢も出自も違う女性議員の「人となり」や議員になる前の政治活動が当選後の政治活動に何らかの影響があったかを明らかにするため、いくつかの属性によって個別データ（資料④）から、それぞれの姿を明確にしたいと思う。

資料④ 初の女性議員一覧 39名

氏名 複数回当選者	年齢	選挙区	職業	学歴	地盤あり	諸派	スター性	所属①	所属②	所属③	最終所属	備考 衆：衆議院 参：参議院
1 安藤はつ	35	長野	無職	教員養成所		✓		日本平和党	国民党		国民協同党	国民学校教諭 新日本文化協会理事（夫（信越産業社長）が日本平和党を結党） 落選後引退
2 今井はつ	44	福井	無職	高等女学校				日本自由党				新聞記者 日婦支部委員 学歴詐称
3 大石ヨシエ	49	京都	無職	高等女学校				無所属	日本社会党	社会民主党	日本社会党（右派）	衆5期 舞鶴で婦人会結成 新日本婦人会会長 国民同志会 大本教
4 大橋喜美	41	宮崎	無職	東京女高師		✓		日向民主党	協同民主党	国民協同党	民主党	高女教諭 日向民主党一宮崎県落選後、詐欺事件に加担 創価学会
5 加藤シツエ	49	東京2	著述業	NYパレードスクール				日本社会党	日本社会党（右派）		日本社会党	衆2期・参4期 婦選 産児調節運動に従事
6 柄澤と志子	34	北海道1	無職	高等女学校				日本共産党				衆2期 タイピスト 戦前からの党員 党札幌地区委員 第23回落選、第24回衆議院議員選挙で当選 昭和25年、党除名

35) 同前『ジェンダーと政治参加』31～35頁

36) エセル・ウィード女史による婦人座談会は全国（鳥取・島根を除く）を巡回し、女性への総選挙での棄権防止を訴えた。千葉県における、婦人座談会の新聞記事「マ司令部婦人部長ウイード中尉を囲む 婦人政治座談会開催 本社主催」『千葉新聞』2021年4月4日号に当時の様子が詳しい。

37) 中村隆英『昭和史Ⅱ』東洋経済新報社、1993年

38) 「思い違いだけでなく、二人目あるいは、三人目には女性の名前を記載しようとする心理もあった」とする。同前『ジェンダーと政治参加』35頁

7	木村チヨ	55	京都	無職	芸芸裁縫女学校				無所属	日本自由党		民主党	女性文化連盟創立 学歴詐称
8	紅露みつ	52	徳島	無職	高等女学校	✓			無所属	民主党	国民民主党	自由民主党	衆1期・参4期 在外同胞引揚特別委員長 厚生政務次官 公害問題特別委員長モンベ登院 1947.8月参議院議員選挙補欠選挙で当選 売春防止法 (夫・昭 元代議士)
9	越原はる	60	愛知1	名古屋高女校長	不明		✓		新生公民党	協同民主党		国民協同党	不出馬引退
10	近藤鶴代	44	岡山	県立岡山一女教諭	日本女子大	✓兄の身代わり			無所属	日本自由党	民主自由党	自由民主党	衆4期・参2期 科学技術庁長官
11	齋藤てい	40	和歌山	無職	高等女学校				日本進歩党	民主党			元国防婦人会会員 霊波健康法
12	榑原千代	47	福島	著述業	青山女学院英文専門科			無党派	日本社会党				衆2期 「婦人之友」記者 自由学園教授 夫・巖(福島経専教授)独・英の大学で学ぶ 福島高女教諭 政治に素人 クリスチャン 新日本婦人同盟会員 司法政務次官(48)
13	澤田ひさ	49	三重	無職	高等小学校卒				日本社会党				社会党桑名支部婦人部長 中部婦選獲得同盟会長
14	菅原エン	46	岩手	農業	戸板裁縫師				日本進歩党	民主党			岩手歌人協会会員 落選後引退
15	スギタケイコ 杉田馨子	38	茨城	無職	日本女子大	✓			日本自由党				自由党県支部杉田省吾夫人 裾模様の着物で登院
16	竹内歌子	32	千葉	会社役員	高等女学校		✓		新日本青年党	日本進歩党		民主党	東京第一服装女学院長 新日本青年党一共産主義への対抗 第23回衆議院選挙では埼玉一区から立候補、落選後引退
17	竹内茂代	65	東京1	医師	東京女子医専				日本自由党				日本女医会副会長 大日本婦人会理事 婦選の活動家(新日本婦人同盟会員) 戦中陸軍病院の慰問看護のボランティア 鳩山一郎が応援演説 山高しげりが選挙事務局長 S22公職追放に 不出馬引退
18	武田キヨ	49	広島	大正学園理事	東京女高師				日本自由党	民主党			衆2期 呉港中学教諭 婦選運動 新日本婦人同盟会員 文教委員
19	田中たつ	53	鳥取	助産婦	産婆学校				無所属	国民党		国民協同党	県産婆会副会長 看護婦組合長 保健婦協会会長 新日本婦人同盟会員
20	トクノハナコ 戸叶里子	37	栃木	無職	同志社女子専	✓	✓	✓	日本民主党	日本社会党	日本社会党(右派)	日本社会党	衆10期 東京愛宕英語塾 東京青蘭女子商業英語教師 教師・新聞記者 新日本婦人同盟会員 社会党副委員長 物価対策特別委員長 (夫は政治家翼賛選挙で落選も公職追放、後に参議院議員)
21	冨田ふさ	52	京都	医師	東京女子医専		✓		京都女子自由党	民主党			京都博愛会理事 選挙違反(戸別訪問) 鳩山一郎に近い
22	中山たま	55	兵庫1	医師	日本医学校				無所属	日本進歩党		民主党	学校医 鈴蘭台病院長 後の自民党兵庫県連顧問
23	新妻イト	56	北海道1	日用品活用協会嘱託	SFビジネスカレッジ・				日本社会党				相互タイピスト女塾 家庭新聞経営 落選後、労働省婦人少年局婦人課長
24	野村ミス	49	新潟2	無職	上野加勢女高等科			無党派	無所属	国民党		国民協同党	元小学校教師
25	本多花子	37	大阪2	無職	小学校卒		✓		日本婦人党	日本自由党			ミニ政党 落選後引退

26	松尾トシ(子)	38	神奈川	日本女子英学院校長	日大法文学部				日本社会党	日本社会党(右派)	日本社会党	民主社会党	衆6期・参2期 横浜英語学院主任教師
27	松谷天光光	27	東京2	餓死防衛同盟委員長	早稲田大学法学部		✓	✓	餓死防衛同盟	日本社会党	労働者農民党	改進黨	衆3期「焼け跡のモダンナ」スキャンダル 第23回は社会党から、第24回は労働党から立候補
28	三木キヨ子(喜代子)	27	大阪1	河南貿易公司取締役	大阪女専中退		✓	✓	民本党	日本自由党			スキャンダル(学歴詐称) 2020年10月死去佐藤(三木)きよ子
29	村島喜代	56	新潟1	無職	津田英語塾				日本進歩党	民主党			新潟図書館長未亡人 新潟高女嘱託 落選後引退
30	最上英子	43	群馬	無職	和洋女子学院	✓			日本進歩党	民主党		自由民主党	衆2期・参2期 郵政政務次官(夫・政三、元翼賛議員)
31	森山ヨネ	55	福岡1	女学校講師・元福岡県女専教授	コロンビア大学				日本進歩党	民主党			奈良女高師助教授 落選後引退
32	山口シヅエ(静江)	29	東京1	山口自転車炊事部長	高等女学校			✓	日本社会党	日本社会党(右派)	日本社会党	自由民主党	衆13期「下町の太陽」経済企画庁政務次官 社会党党員 賀川豊彦
33	山崎道子(後の藤原道子)	45	静岡	無職	小学校卒	✓		✓	日本社会党	日本社会党(左派)		日本社会党	衆2期・参4期 女工・看護婦社会党県婦人部長 労働・法務委員長 モンペ登院 労働組合 売春防止法(夫一社会大衆党代議士)
34	山下ツ子(つね)	47	熊本	会社社長・著述業	東京女高師				無所属	国民党		日本社会党	熊本第一高女教諭 婦選熊本支部創設 新日本婦人同盟 会員
35	山下春江	45	福島	会社役員	日本体育専				日本進歩党	民主党	改進黨	自由民主党	衆6期・参3期 呉高女教諭 毎日新聞記者 アスベスト工業代表社員 厚生経企庁政務次官 物価特別委員長
36	吉田セイ	36	神奈川	無職	広島高等歯科専		✓		新日本婦人党	国民党		国民協同党	元助産婦、歯科医、オリンピック砲丸投げ代表選手 71年神奈川県教育長
37	米山久(子)	49	石川	無職	高等女学校			無党派	日本社会党				婦選獲得同盟石川県支部長 石川県婦人協合理事 新日本婦人同盟 会員 国防婦人会でも活動一大日本婦人会の石川県副支部長 市民運動派
38	米山文子	44	山形	訓導	東京女高師		✓		中道会	国民党	国民協同党	民主党	中道会(政治団体) 婦人部長
39	和崎ハル	61	秋田	無職	高等女学校				無所属	民主党			婦人矯風会 新日本婦人同盟 世話役 婦選の活動家からの女性代議士1号

参考:『選挙大観』朝日新聞社・岩尾光代『新しき明日の来るをすすずーはじめての女性代議士たち』

(3) 女性議員39人のデータ

(資料④中、名前①名前②等はいうえお順に39人に振った番号)

39人の年齢(満)は20歳代3人、30歳代8人、40歳代17人、50歳代8人、60歳代3人となり、立候補時の平均(満)年齢は45.5歳、最高齢者は竹内茂代⑰の65歳である。

選挙公報に掲載された所属党派は日本自由党4人②⑮⑰⑱、日本進歩党6人⑪⑭⑲⑳㉑㉒㉓、日本社会党8人⑤⑫⑬⑳㉔㉕㉖㉗㉘㉙、共産党1人⑥、諸派11人①④⑨⑩⑯⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙、無所属9人③⑦⑧⑩⑱㉒㉓㉔㉕㉖㉗(但し当選後、日本自由党へ2人㉑㉒、日本進歩党へ

1人②、入党した)となる。

当選者に諸派と無所属が多かった理由は(1)政治活動の自由が認められ、中央政党のみならず地方にも政治結社ができたこと。(2)終戦時の混乱により、各政党がその運営を十分果たせなかったために、候補者が党公認をとることが叶わなかった例や、その手続きが間に合わなかった例がみられる(3)上記(1)・(2)の結果、無所属からの立候補し当選した者には、政党の公認候補者よりも得票数を得た人もいたという例が見られる。

立候補時の経歴をみると、医師(歯科医を含む)3人①②③、教師(訓導、校長等)6人④⑤⑥⑦⑧⑨、著述業2人⑩⑪、経営者4人⑫⑬⑭⑮、団体役員2人⑯⑰、会社員1人⑱、産婆1人⑲、農業1名⑳、無職19人 計、39人³⁹⁾となる。無職が19人と圧倒的である。ここでの無職には主婦15人①②③④⑦⑧⑩⑪⑬⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿が生まれ、時代状況が反映されている。しかし当選者の約半数(48.7%)が「無職」という事は、当時の世間的評価において女性の「無職」はマイナス評価にはならないことを示している⁴⁰⁾とも捉えることもできる。だが一人一人の経歴を深堀すると、立候補の時には主婦=無職であっても元教師経験者①④②④②④や新聞、雑誌記者経験者②あるいは「婦選獲得同盟」の役員⑬⑳㉑・政党党員⑥㉒という経歴から多少なりとも、政治への関心を持つ人が少なくない⁴¹⁾ことが推察できる。

ところで第22回衆議院議員選挙では「身代わり候補」の存在も見逃せない。この選挙では公職追放を受けた、前・元国会議員の夫や兄といった身内に代ってその選挙地盤を守るために立候補する=「身代わり候補」⑧⑩⑲⑳㉑㉒の存在が特徴的である。この現象はその次の第23回衆議院議員選挙にもみられた。また、「身代わり候補」には、以前より政治活動を行っていた男性がこの選挙を女性候補有利とみて、妻や娘を代理として候補者として立てた例もある⑮⑲㉑㉒(資料④を参照 文章内、名前①名前②等はいうえお順に39人に振った番号)。

立候補の際の状況⁴²⁾=「自主的な立候補か、推薦されての立候補か」に絞ってみると、自ら率先しての立候補はわずかで、知人や家族から、あるいは政党からの依頼による立候補がみられる。自由党の例では候補者選出の際、社会的な地位を確立していた女性を説得して立候補してもらった例⑮⑰があった。第22回衆議院議員選挙にあわせて各既存の政党は慌てて女性の有権者に訴えるための党規約に女性対策を入れたことを市川⁴³⁾も述べている。

ここまでの女性議員39人のデータから、当時の女性候補者は社会や政治への関心が高く、学歴等からも自らを選ばれた人材であると認識していたことが推察できる。しかし、選挙権に関しては自らのことと認識がありながら、被選挙権のことは他人事と認識し、選挙に出るといった考えを持ち合わせていなかった女性が少なくなかったと考えられる。このことから、特に政治教育を受けた一部の人材以外は「政治の素人」であったと言えるのではないかと。ただ、政治が政治のプロによって行われることが、国民にとってより良い生活をもたらすかという事は別問題であろう。第三章では、「政治の素人」でもあった女性

³⁹⁾ 小沢遼子『婦人議員』『女の戦後史 I 昭和20年代』朝日新聞社、1984年、70-71頁

⁴⁰⁾ 同前『草の根と婦人参政権運動史』158頁

⁴¹⁾ 同前『ジェンダーと政治参加』41頁

⁴²⁾ 岩尾光代『新しき明日の来るをせず—はじめての女性代議士たち』日本出版協会、1999年のインタビュー記事参照

⁴³⁾ 市川房枝『私の婦人運動—戦前から戦後へ』『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979年

議員の活動を述べる。

第三章 戦後の女性の政治活動—初の女性議員39人を中心に

(1) 女性議員の活動

岩尾光代は「初の女性代議士たちの実績については、ほとんどの資料がマッカーサーと直接会見したことや、食糧確保などに尽力したことをあげているが、…(略)…男女平等を高らかにうたい、現代日本の土台をつくったこの平和憲法制定の議会⁴⁴⁾に席を置き、政治的には未熟であってもそれぞれの女性たちが国民の代表として考えながら審議に参加したことは、忘れてはならないと思う⁴⁵⁾」と述べている。現代では政治は男性のみがするものだという人はいないであろうが。本論文では新憲法の草案⁴⁶⁾がGHQによるものであったとしても女性議員らが法案を審議する議会の一員として、新しい日本の指針作りに参加したことに意味があったとしたうえで、彼女らの政治活動を追うとともに、今日、その活動への評価があまり高くないのは、なぜかという点も考察する。

まず、彼女らの政治活動の表舞台となった第90回⁴⁷⁾第91回⁴⁸⁾・92回⁴⁹⁾帝国議会衆議院議会での女性議員に関する主な活動を見る。会議(本会議、委員会⁵⁰⁾)の総数は659件(第90回404、第91回68、第92回187)である。そのうち第90回に注目すると、会議総回数404件そのうち、女性議員(1名以上)が出席した会議は195件ある。女性議員の発言総数は106件、発言を行った女性議員は34人で(発言議員名および会議名は資料⑤を参照のこと)あった。(以上は帝国議会会議録：帝国議会会議録検索システム(ndl.go.jp))より、筆者が作成。)

資料⑤ 第90～92回帝国議会 衆議院 女性議員が発言した議会のまとめ

No.	氏名	発言	発言	発言	発言	発言	発言	備考：所属党派 法案、議案等
1	安藤はつ	90-衆-本会議-9号 昭和21年6月29日						新光倶楽部 外地在留同胞引揚の促進並外地引揚者、復員者救済に関する決議案
2	今井はつ	90-衆-労働関係調整法案委員会-9号 昭和21年8月5日	90-衆-建議委員会-8号 昭和21年9月6日	90-衆-建議委員会-11号 昭和21年10月3日	90-衆-建議委員会-13号 昭和21年10月5日	91-衆-請願委員会-2号 昭和21年12月18日	91-衆-請願委員会-2号 昭和21年12月18日	日本自由党 増加所得税法案(政府提出)への質問

44) 第90回帝国議会は「憲法議会」ともいわれ、憲法審議に主力が置かれた。

45) 同前『新しき明日の来るを進ず—はじめての女性代議士たち』206頁

46) 「憲法草案の作成はマッカーサーから極秘に委託されたGHQの民生局の運営委員会人権小委員会の女性条項はベアテ・シロタによって作成された」参考：進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、177～178頁

47) 会期：1946(昭和21)年5月16日～同年10月11日

48) 会期：同年11月26日～12月25日

49) 会期：同年12月28日～翌47(昭和22)年3月31日

50) 帝国議会では三読会制がとられており、本会議が中心である。委員会の種類は全院委員会、常任委員会及び特別委員会、そして、継続委員が置かれていた。全院委員は全ての議員が委員となり、實際上、本会議と異ならず、ただし、議長および議事規則は異なった。常任委員は、貴族院には、資格審査委員、予算委員、懲罰委員、請願委員および決算委員があった。衆議院には資格審査委員を除く4つがあった。特別委員は一件の事件が審査されるために特設され、継続委員は、議会の閉会中、議案の審査を継続するために設置された。三読会制とは「議会の本会議で議案審議を行うための制度。読会はすべて本会議で行われ、第一読会で議案の上程と趣旨説明が、第二読会で総括審議が行われたうえで、委員会で条ごとの逐条審議を行い、第三読会で最終的な採決がなされる。」出典：ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典

2	今井はつ	-衆-華族世襲財産法を廃止する法律案委員会-1号 昭和22年2月26日	92-衆-統計法案委員会-2号 昭和22年3月12日	92-衆-統計法案委員会-3号 昭和22年3月14日	92-衆-統計法案委員会-4号 昭和22年3月15日	92-衆-統計法案委員会-6号 昭和22年3月18日		恩赦法案 郵便法の一部を改正する法律案
3	大石ヨシエ	90-衆-建議委員会-5号 昭和21年8月14日	91-衆-建議委員会-4号 昭和21年12月21日					無所属倶楽部：京都府北桑田郡知井村、船井郡下和知村間に省営自動車運行に関する建議案
4	大橋喜美	90-衆-帝国憲法改正案委員会-11号 昭和21年7月12日	90-衆-帝国憲法改正案委員会-13号 昭和21年7月15日	90-衆-帝国憲法改正案委員会-18号 昭和21年7月20日	90-衆-会計法戦時特例廃止等に関する法律案委員会-10号 昭和21年7月27日	90-衆-本会議-49号 昭和21年9月30日		協同民主党 帝国憲法改正案 ソ聯領残留同胞引揚促進に関する決議案
5	加藤シヅエ	90-衆-帝国憲法改正案委員会-7号 昭和21年7月6日	92-衆-所得税法を改正する法律案外六件委員会-3号 昭和22年3月22日					日本社会党：帝国憲法改正案 相続税法を改正する法律案
6	柄澤とし子	90-衆-本会議-9号 昭和21年6月29日	90-衆-生活保護法案委員会-9号 昭和21年8月8日	91-衆-本会議-8号 昭和21年12月10日	92-衆-本会議-29号 昭和22年3月28日	92-衆-本会議-30号 昭和22年3月29日		日本共産党：外地在留同胞引揚の促進並外地引揚者、復員者救済に関する決議案 石炭増産に関する決議案 所得税法案ほか六件 石油配給公團法案以下、第五、第六、第七、第八、第九公團法案
7	木村チヨ	90-衆-隠匿物資等緊急措置令(承諾を求める件)委員会-4号 昭和21年7月6日	90-衆-生活保護法案委員会-13号 昭和21年8月15日	92-衆-裁判所法案委員会-3号 昭和22年3月17日	92-衆-請願委員会-3号 昭和22年3月19日			新政会 橋樑架換えに関する請願
8	紅露みつ	90-衆-請願委員会-2号 昭和21年7月12日	90-衆-本会議-18号 昭和21年7月18日	92-衆-本会議-17号 昭和22年3月13日				無所属倶楽部：橘、鶯敷間省営自動車運輸開始の請願 生活保護法案 南海救援促進決議案
9	越原はる	90-衆-帝国憲法改正案委員会-15号 昭和21年7月17日	90-衆-帝国憲法改正案委員会-16号 昭和21年7月18日	90-衆-帝国憲法改正案委員会-18号 昭和21年7月20日	90-衆-帝国憲法改正案委員会-19号 昭和21年7月22日	90-衆-本会議-50号 昭和21年10月3日	91-衆-皇室典範案委員会-9号 昭和21年12月18日	協同民主党 帝国憲法改正案 私學振興に関する決議案
10	近藤鶴代	90-衆-本会議-9号 昭和21年6月29日	90-衆-郵便貯金法等の一部を改正する法律案委員会-4号 昭和21年8月9日	郵便貯金法等の一部を改正する法律案委員会-6号 昭和21年8月14日	90-衆-本会議-49号 昭和21年9月30日			無所属倶楽部：外地在留同胞引揚の促進並外地引揚者、復員者救済に関する決議案 日本自由党：ソ聯領残留同胞引揚促進に関する決議案
11	齋藤てい	92-衆-本会議-17号 昭和22年3月13日						日本進歩党 南海震災救援促進決議案
12	榑原千代	90-衆-所得税法の一部を改正する等の法律案外二件委員会-7号 昭和21年8月10日	90-衆-蚕糸業法の一部を改正する法律案委員会-2号 昭和21年9月26日	92-衆-日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律案外二件委員会-2号 昭和22年3月20日				日本社会党
13	澤田ひさ	90-衆-郵便法の一部を改正する法律案委員会-3号 昭和21年7月5日	90-衆-郵便法の一部を改正する法律案委員会-4号 昭和21年7月6日	90-衆-生活保護法案委員会-1号 昭和21年7月19日	90-衆-請願委員会-5号 昭和21年8月2日	90-衆-生活保護法案委員会-8号 昭和21年8月6日	90-衆-臨時物資需給調整法案委員会-12号 昭和21年9月26日	日本社会党：日本諸類統制株式会社即時廢止の請願 ソ聯領残留同胞引揚促進に関する決議案 証券取引法案 映画演劇の興行場入場税の免税點引上並びに税率改正に関する建議案
13	澤田ひさ	90-衆-本会議-49号 昭和21年9月30日	92-衆-昭和十四年法律第七十八号を改正する法律案	92-衆-建議委員会-4号 昭和22年3月25日				
14	菅原エン	90-衆-請願委員会-6号 昭和21年8月7日	90-衆-郵便貯金法等の一部を改正する法律案委員会-4号 昭和21年8月9日	90-衆-請願委員会-8号 昭和21年8月23日	90-衆-請願委員会-11号 昭和21年9月6日	90-衆-請願委員会-15号 昭和21年10月3日	92-衆-所得税法を改正する法律案外六件委員会-2号 昭和22年3月20日	日本進歩党 妊産婦に主食三合配給の請願 古館信號所を一般驛に昇格の請願 所得税法を改正する法律案
15	杉田馨子	90-衆-労働関係調整法案委員会-9号 昭和21年8月5日						日本自由党
16	竹内歌子	92-衆-統計法案委員会-6号 昭和22年3月18日	92-衆-統計法案委員会-7号 昭和22年3月19日					日本進歩党 郵便法の一部を改正する法律案(政府提出)への質問

17	竹内茂代	90-衆-生活保護 法案委員会-1 号 昭和21年7 月19日	90-衆-生活保護 法案委員会-5 号 昭和21年7 月30日	90-衆-予算委員 会-14号 昭和21 年8月9日	90-衆-予算委員 第二分科会(文 部省及厚生省) -1号 昭和21年 8月12日	90-衆-請願委員 会-12号 昭和21 年9月12日	90-衆-請願委員 会-11号 昭和21 年9月6日	日本自由党：乳児用牛乳製品確保の 請願 結核撲滅に関する請願 青年禁 酒法案 児童保護に関する建議案 戦 災者の救援促進に関する建議案 文 部省予算(社会教育等)質問
17	竹内茂代	90-衆-本会議-46 号 昭和21年9 月21日	90-衆-青年禁酒 法案委員会-1 号 昭和21年9 月25日	90-衆-青年禁酒 法案委員会-2 号 昭和21年10 月4日				
18	武田キヨ	90-衆-本会議-15 号 昭和21年7 月11日	90-衆-帝国憲法 改正案委員会 -15号 昭和21年 7月17日	90-衆-帝国憲法 改正案委員会 -16号 昭和21年 7月18日	90-衆-建議委員 会-7号 昭和21 年9月5日			日本自由党 戦災復興促進法案 帝 國憲法改正案 広島縣に醫科大學設置 に関する建議案
19	田中たつ	90-衆-本会議-9 号 昭和21年6 月29日	90-衆-生活保護 法案委員会-6 号 昭和21年8 月1日	90-衆-建議委員 会-7号 昭和21 年9月5日	90-衆-請願委員 会-12号 昭和21 年9月12日	90-衆-本会議-49 号 昭和21年9 月30日	90-衆-建議委員 会-11号 昭和21 年10月3日	日本民主党準備会：外地在留同胞引揚 の促進並に外地引揚者、復員者救済に關 する決議案國民優生法中に一條挿入に 關する建議案
20	田中たつ	92-衆-労働者災 害補償保険法案 委員会-2号 昭 和22年3月22日						醫藥品の増産並に適正配給に関する請 願 国民党： 出産費の封鎖預金引出 特例に関する建議案 広島縣に醫科大 學設置に関する建議案 「ソ聯領殘留同 胞引揚促進に関する決議案」に賛成意 見
20	トナノハナコ 戸叶里子	90-衆-本会議-41 号 昭和21年9 月5日						無所属倶楽部 労働關係調整法案
21	富田ふさ	90-衆-請願委員 会-5号 昭和21 年8月2日	90-衆-生活保護 法案委員会-8 号 昭和21年8 月6日	90-衆-請願委員 会-6号 昭和21 年8月7日	90-衆-請願委員 会-8号 昭和21 年8月23日	90-衆-請願委員 会-12号 昭和21 年9月12日	90-衆-青年禁酒 法案委員会-2 号 昭和21年10 月4日	日本自由党：司法保護者等委託補給費 増額の請願 學制改革に関する請願 貞操義務同等化に関する請願 物價安 定に関する請願関連の質問
22	中山たま	90-衆-生活保護 法案委員会-5 号 昭和21年7 月30日	92-衆-本会議-20 号 昭和22年3 月18日					日本進歩党 労働基準法案
23	新妻イト	90-衆-會計法戦 時特例廃止等に 關する法律案委 員会-4号 昭和 21年7月17日	90-衆-會計法戦 時特例廃止等に 關する法律案委 員会-5号 昭和 21年7月18日	90-衆-會計法戦 時特例廃止等に 關する法律案委 員会-8号 昭和 21年7月24日	90-衆-90-衆-会 計法戦時特例廢 止等に関する法 律案委員会-8 号 昭和21年7 月24日	90-衆-予算委員 会-15号 昭和21 年8月10日	90-衆-予算委員 第三分科会(大 藏省)-2号 昭 和21年8月13日	日本社会党
24	新妻イト	91-衆-皇室典範 案委員会-5号 昭和21年12月12 日	91-衆-皇室典範 案委員会-5号 昭和21年12月12 日					
24	野村ミス	92-衆-労働基準 法案委員会-4 号 昭和22年3 月14日						国民協同党 労働基準法案(女性教員 について説明)
25	本多花子	90-衆-請願委員 会-11号 昭和21 年9月6日	90-衆-請願委員 会-13号 昭和21 年9月17日	92-衆-建議委員 会-3号 昭和22 年3月15日				日本自由党 電話事務改善の請願(富 田の代談) 泉橋改築に関する請願 國 民學校児童等の醫療施設擴充に關する 建議案
26	松尾トシ	90-衆-生活保護 法案委員会-5 号 昭和21年7 月30日	90-衆-恩給法の 一部を改正する 法律案委員会 -3号 昭和21年 8月19日	90-衆-恩給法の 一部を改正する 法律案委員会 -4号 昭和21年 8月20日	92-衆-石油配給 公団法案外四件 委員会-3号 昭 和22年3月25日			日本社会党 石油配給公團法案・配炭 公團法案・産業復興公團法案・貿易公 團法案・價格調整公團法案
27	マツタケツヨシ 松谷天光光	90-衆-生活保護 法案委員会-1 号 昭和21年7 月19日	90-衆-請願委員 会-3号 昭和21 年7月26日	90-衆-生活保護 法案委員会-5 号 昭和21年7 月30日	90-衆-衆-請願委 員会-4号 昭和 21年7月31日	90-衆-生活保護 法案委員会-6 号 昭和21年8 月1日	90-衆-生活保護 法案委員会-11 号 昭和21年8 月12日	無所属倶楽部 食糧危機突破に關する 請願 大藏省所管、戦死者遺族等に簡 易火災保險事業經營認可の請願 「ソ聯 領殘留同胞引揚促進に關する決議案」 に賛成の発言
27	マツタケツヨシ 松谷天光光	90-衆-生活保護 法案委員会-13 号 昭和21年8 月15日	90-衆-本会議-49 号 昭和21年9 月30日					
28	三木キヨ子	90-衆-昭和二十年法律第三十四号 (衆議院議員選挙法の一部を改正 する法律) 中まだ施行していない 部分の廃止に關する法律案委員会 -3号 昭和21年7月4日						無所属倶楽部
29	村島喜代	90-衆-本会議-49 号 昭和21年9 月30日	91-衆-予算委員 会-7号 昭和21 年12月18日	92-衆-行政官庁 法案外一件委員 会-2号 昭和22 年3月20日				日本進歩党 ソ聯領殘留同胞引揚促進 に關する決議案 行政官廳法案

30	最上英子	90-衆-建議委員会-6号 昭和21年8月23日	90-衆-昭和十九年度第一予備金支出の件(承諾を求める件)外十一件-4号 昭和21年9月10日	91-衆-建議委員会-4号 昭和21年12月21日	92-衆-昭和十四年法律第七十八号を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する件)委員会-4号 昭和22年3月18日	92-衆-昭和十四年法律第七十八号を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する件)委員会-6号 昭和22年3月20日	日本進歩党 平和運動促進に関する建議案 織維大學設置に関する建議案 日本銀行法の一部を改正する等の法律案	
31	森山ヨネ	90-衆-建議委員会-4号 昭和21年8月10日	92-衆-統計法案委員会-1号 昭和22年3月11日	92-衆-統計法案委員会-2号 昭和22年3月12日	92-衆-建議委員会-2号 昭和22年3月12日		日本進歩党 奈良女子帝國大學設置に関する建議案	
32	山口静江	90-衆-特別都市計画法委員会-4号 昭和21年7月19日	90-衆-請願委員会-11号 昭和21年9月6日	90-衆-臨時物資需給調整法案委員会-12号 昭和21年9月26日			日本進歩党 商工協同組合法	
33	山崎道子 (後の藤原道子)	90-衆-本会議-18号 昭和21年7月18日	90-衆-生活保護法案委員会-9号 昭和21年8月8日	92-衆-予算委員会-8号 昭和22年3月11日	92-衆-労働基準法案委員会-3号 昭和22年3月13日	92-衆-予算委員第四分科会(農林省及び商工省所管)-1号 昭和22年3月13日	日本社会党 生活保護法案 食糧の運配について 製糸業の振興政策について 女性労働者への待遇改善	
34	山下つ子	90-衆-郵便法の一部を改正する法律案委員会-5号 昭和21年7月10日	92-衆-建議委員会-2号 昭和22年3月12日				無所属倶楽部 人口対策確立に関する建議案(欠席者代読)	
35	山下春江	90-衆-建議委員会-5号 昭和21年8月14日	90-衆-青年禁酒法案委員会-1号 昭和21年9月25日	92-衆-本会議-20号 昭和22年3月18日	92-衆-衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案委員会-4号 昭和22年3月22日	92-衆-労働基準法案委員会-5号 昭和22年3月15日	日本進歩党 家事審判所設置に関する建議案 民法の應急措置に関する法案 衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案委員会	
36	吉田セイ	90-衆-本会議-15号 昭和21年7月11日	90-衆-請願委員会-11号 昭和21年9月6日	91-衆-本会議-7号 昭和21年12月7日	91-衆-建議委員会-2号 昭和21年12月17日	91-衆-建議委員会-4号 昭和21年12月21日	92-衆-建議委員会-2号 昭和22年3月12日	日本民主準備会 戦災復興促進決議案 平和記念日制定に関する請願 国民党;内閣法案 外務省内に國際婦人親善協會設置に関する建議案 塩増産に関する建議案 闇の女更生に関する建議案
37	米山久	90-衆-本会議-9号 昭和21年6月29日	90-衆-臨時物資需給調整法案委員会-5号 昭和21年9月10日	91-衆-予算委員会-7号 昭和21年12月18日			日本社会党 外地在留同胞引揚の促進並外地引揚者、復員者救済に関する決議案 予算委員会での衣料配給について 発言	
38	米山文子	92-衆-日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案外二件委員会-3号 昭和22年3月22日					国民協同党 民法五条、六条についての発言	
39	和崎ハル	90-衆-臨時通貨法の一部を改正する法律案外一件委員会-3号 昭和21年7月3日	90-衆-建議委員会-4号 昭和21年8月10日	90-衆-建議委員会-11号 昭和21年10月3日	90-衆-青年禁酒法案委員会-2号 昭和21年10月4日	91-衆-建議委員会-3号 昭和21年12月19日	無所属倶楽部 緊急解決を要する乳幼児及び婦人問題の対策に関する建議案 女性の道義頹廢に對する政府の施策に関する建議案 老幼婦女子に下着用綿布類及び縫糸の特配要望に関する建議案 上野驛地下道その他における浮浪者の急速救済に関する建議案	

① 活動内容の詳細

☆議会での活動例 (1) :

◎第90回帝国議会-衆-本会議-9号 昭和21年6月29日において「外地在留同胞引揚の促進並外地引揚者、復員者救済に関する決議案」が上程された。本会議でのこの決議案への発言者は社会党・米山久³⁷⁾、無所属倶楽部・近藤鶴代¹⁰⁾、新光党(諸派)・安藤はつ¹⁾、日本民主準備会・田中たつ¹⁹⁾、日本共産党・柄沢と志子⁶⁾の5人である。この日に、初めて女性議員が議会で登壇し、各党派を代表して自らの意見表明である賛成意見を述べ、この決議案は成立した⁵¹⁾が、この議会での女性の登壇自体が意味ある事である。

☆議会での活動例 (2)

⁵¹⁾ 新聞記事から(見出し)「婦人議員初の登壇」「我が国の議会史上初めて婦人議員が議政段に上がった。…」『朝日新聞』1946年6月30日号

◎同-衆-帝国憲法改正案委員会-1号～20号 昭和21年6月29日—8月21日」では約二ヵ月にわたり「憲法改正案」の審議が行われた。これに先立つ、前日の本会議において委員会より委員が任命された。全委員（72人）のうちの女性議員は森山ヨネ^㉑、加藤シヅエ^㉒、大橋喜美^㉓、武田キヨ^㉔、越原はる^㉕、大石ヨシエ^㉖の6人である。委員の内の発言者は加藤シヅエ^㉒、大橋喜美^㉓、武田キヨ^㉔、越原はる^㉕の4人である。それぞれの発言月日は以下である。

- 7月6日-帝国憲法改正案委員会7号-加藤シヅエ
- 7月12日-同11号-大橋喜美
- 7月15日-同13号-大橋喜美
- 7月18日-同16号-武田キヨ、同日同号-越原はる—24条義務教育について
- 7月20日-同18号-大橋喜美
- 7月21日-同19号-越原はる

全7件の発言中、特に注目すべき発言を取り上げると以下となる。

◎第90回帝国憲法改正案委員会-7号昭和21年7月6日で、発言者は社会党・加藤シヅエ、質問内容は憲法草案第22・24・25・17・21条を中心にしたものであった。

「…草案第二十二條は、婚姻は兩性の合意にのみ基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力理解に依り維持されなければならないと云ふことが規定されて居ります之に對しまして…是は本邦古來の家族制度の美風を破壊するが如き結果を招來するのではないかと云ふ意味の御質問がございました…其の時代の政治及び經濟の機構を反映して、時代と共に家族制度と云ふものは變遷して行くものであると云ふ風に理解して居ります、隨て家族制度と云ふものは、何時でも時代と共に新しい生命の息吹を持つて生きて行く生命のある家族制度と云ふことが、一番意味のあることではないかと云ふ風に私は理解致して居ります、家族の生活と云ふのは、申すまでもなく此の社會生活國家の性格の根底を成す所の單位でございます…略⁵²⁾」(原文、旧字体のまま抜粋)

憲法草案の14条は全ての国民の法のもとでの平等をうたい、男女平等を明記した画期的な条項であった。加藤が発言でとりあげた条項中、特に憲法草案22条はその14条の男女平等をさらに具現化するもので、民法の家長制を廃止、男女平等の道を開くべきであるとするものであった。

◎第90回帝国憲法改正案委員会-11号昭和21年7月12日の発言者は協同民主党・大橋喜美である。

「天皇制の問題に付きまして…國民が此の象徴、唯「シンボル」と云ふ言葉だけに満足しまして、國民の總意に依つて國を治めると云ふ所から、國民が衆愚であつてはいけない、餘程しつかりとしまして、天皇を誤らせないやうな國にしなければならぬと云ふことを考へますと、此の第一章の天皇の各條は、天皇制を誤らせるやうな箇條は一つもないことと思ひますけれども、私は能く研究して居りませぬので分りませぬが、第一條から第八條までの所に、天皇制を誤らせるとは一つもないかどうか、一つ

⁵²⁾ 第90回帝国議會衆議院-憲法改正案委員会-7号、昭和21年7月6日、『国会図書館デジタルコレクション』「帝国議會会議検索システム」検索結果一覧(34ページ目)|帝国議會会議録検索システム(ndl.go.jp)

御伺ひ致したいと思ひます」(原文、旧字体のまま抜粋)

国民の皆が注目していた事項の一つであり、天皇象徴制の意味の説明を求め、これからの天皇制のあり方やそれに対する国民の対応についての質問であった。

◎第90回帝国憲法改正案委員会-15号昭和21年7月17日の発言者は

日本自由党・武田キヨで第22条家族制度・母子保護法を中心にしたものであった。

「私は母子保護法の建前は貧民救済と云ふ意味でなくつて、もつと精神的なものを實は其の中に含めて戴きたい…さう云ふ内容でなくして本當に母と云ふものの大きな力を私は國家が期待すると同時に、之に對して或る母性の尊重と申しますか、保護と言ふよりは寧ろ私は尊重と云ふ意味で之に對して國家が適當な取扱をせられるやうにと云ふことを要求して居るのでございます…」(原文、旧字体のまま抜粋)

武田の発言には武田の母子保護法を神聖なものという従来の考えがみられる。「母性保護ではなく國家によって母性は尊重すべきである」という主張がされている。武田の経歴や年齢から鑑みても当時の主婦の心情の主張がなされたと考えるべきであろうか。(太字表示、筆者作成)

発言者武田キヨ：同15号昭和21年7月17日

「婚姻が法律的に成立しなければいけないと云ふことは分つて居りますが、それならば原則としてと云ふことを御入れになつて戴いたならば、はつきりしはしないかと思ひます、是は御意見を承ると云ふよりは、私自身の希望でございます、それから「相互の協力により、維持されなければならない。」とございますが、是は初めに私が之を読みました時に外の章にも、なければならぬと云ふ言葉が澤山使つてございます、なければならぬと云ふ言葉は、言換へれば何々すべしと云ふ言葉と同じ意義なのでございます、…「維持されなければならない。」と云ふのは、どうも是は言葉がやはり硬過ぎて、餘りにも命令的である、英文の方を見ますと「シャル・ビー」と云ふことが書いてございますが、「シャル・ビー」と云ふのは「マスト」ぢやない、私はさう云ふ氣持がするのでございまして…」

(略)

木村国務大臣：「御意見として承つて置きます」(原文、旧字体のまま抜粋)

この武田発言にも、先回の「母性保護」の発言にも見られる、この発言者の世代が持つ道徳観の正直な吐露がみられ、興味深い後半の言葉の解釈談義に終始するくだりは発言者の意欲の空回り感が否めない。

以上、憲法改正案委員会における発言者として女性議員の発言を改めてみると、初めての議会での不慣れなこともあって、憲法の理念というよりも文言の解釈に関する質問を繰り返す場面があり、憲法制定に関する委員会での質問としては認識が低いところもあったといえる。しかし、それでも国民の代表者として、憲法に女性、子どもといった弱者の意見を反映しようとする意志が感じられる内容で、特に草案22条(現、第24条)に対しては、政府原案へのかなり細かい質疑を重ねている。これら女性議員の発言は男性の意見のみで議事が運ばれてきた議会に風穴をあけるものであったといえる。

その後、憲法審議は「帝国憲法改正案委員会-1号～20号」にて1946(昭和21)年6月29日—8月21日まで行われ、憲法改正案は同年10月7日「第90回帝国議会-衆議院-追録(本会議)-54号」において可決成立した。

☆議会での活動例 (3) : 「婦人議員クラブ」の活動

1946 (昭和21) 年4月25日、市川房枝の発案による超党派の「婦人議員クラブ」が結成され、この活動からいくつかの政策の提案がなされた。「婦人議員クラブ」としての最初の活動は、同日「食糧危機突破決議」(書)を政府と四大政党へ提出したことである。また、本クラブの議会活動として、第90回帝国議会-衆-本会議-20号 昭和21年7月25日において、「緊急解決を要する乳幼児及び婦人問題の対策に関する建議案」を提出された。建議案提出者は竹内茂代^①、和崎ハル^②、松尾トシ^③、近藤鶴代^④、戸叶里子^⑤の超党派の女性議員5人である。そして第90回帝国議会衆議院-建議委員会-4号 昭和21年8月10日において、無所属倶楽部・和崎ハルが以下の発言を行った。

「…第一に乳幼児に對する乳製品、砂糖の配給を確保すること…幼児、學童及び婦人に對して下著を配給すること 次は縫糸を増配すること 次は未亡人及び傷痍者に對する救濟事業を徹底すること 次は婦人衛生用品を配給すること 次は男女同一の労働に對しては同一の賃金、俸給を支給すること 次は臺所の電化を促進すること 次は婦人政治啓蒙の爲め全國に講習、講座等を開設すること 最後は少年犯罪防止の爲め適切な設備をなすこと…略⁵³⁾」(原文、旧字体のまま抜粋)

当時、国民が一番欲している食糧問題等、生活全般の要望を超党派の「婦人議員クラブ」から議会に提出された。この発言は建議案説明であり、国民が今、求めているのは何かという点に重きを置く、具体的な提案かつ生活者の立場からの発言である。しかし、超党派の「婦人議員クラブ」の活動は長くは続かなかった。同年8月22日、日本社会党所属婦人議員の脱退⁵⁴⁾によって実質的にクラブは崩壊した。

ところで、女性議員と政党との関係性はどのようなものであったか? 多数派である男性議員と女性議員との間に軋轢等は生じなかったか? 女性議員がどのような状況に置かれていたかを「帝国議会議録」から拾い、まとめると以下の3点となる。

- ① 重要議案審議が多い、商工業、金融・運輸・交通、農政関連の委員会の委員に女性議員がほとんど任命されない。
- ② 請願委員会の委員として、手間のかかり、男性議員が受けたがらない、地方からの陳情、要望といった案件を任される
- ③ 男性議員からのセクハラやヤジ

重要案件審議を行う委員会には、女性議員の選出はゼロか、委員として加わっても1名という例が見られる。また、戦後復興への期待としての地方からの諸々の陳情も多く寄せ

⁵³⁾ 第90回帝国議会衆議院-建議委員会-4号、昭和21年8月10日『国会図書館デジタルコレクション』「帝国議会議録検索システム」

⁵⁴⁾ 社会党所属婦人議員の脱退の原因について当事者の一人であった山崎(藤原)道子が『ひとすじの道に生きる—藤原道子自伝』集団形星、1972年において、保守的な奥様然とした女性議員と戦前から組合活動・無産運動してきた女性議員とは陳情団への対応一つとっても全く違って、そこに妥協点が見いだせなかったと述べている。しかし、研究者による言及は以下である。遠藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、2004年190頁では「(社会党内の)戦前以来の左派男性議員のセクト主義が(婦人議員による超党派の活動内容を)『婦人の立場』のみを基盤としての政治行動」を誤謬ときめつけて、女性議員を脱退へ追い込んだ」とし、神崎智子は『戦後日本女性政策史—戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで』59頁で「婦人議員クラブ」の脆弱性に言及、「議会は憲法改正議論等を通じて各政党の主義主張が明確になりにつれ、性別よりも政党にアイデンティティを求めざるを得なかったであろうし、会の発起人たる市川房枝が在野であったためのリーダーシップ不足、会員の能力の格差、会員が会の目的を共有していない等の組織自体が大きな要因である」とした。

られたが、それを審議する請願委員会の委員には各党の女性議員が当たることが多かった。また戦後の民主化による男女平等の意識は低く、議会内での女性議員への男性議員からのセクハラまがいの「からかい」、言葉による「ヤジ」は問題⁵⁵⁾となるほどであった。

ここまで議会活動の例として、第三章①で女性議員の議会での発言を会議録からあげた。これらからも明らかなように素人ながらも議員の務めを果たすために一生懸命に審議に参加している女性議員がいる、一方で、党所属の女性議員の中には議会での発言が（申し訳程度に）一言、「〇〇党の、□□子です。〇〇党を代表して、議案××に賛成いたします」のみの者もいて、党内で立場を象徴するかのよう存在感の無い女性議員もいた。党のイデオロギーや方針にからめとられ独自の発表をする機会やそもそも発言の機会が与えられなかった例であろう。

②一年後の女性議員の動静

当選直後の女性議員への、当時の全国紙・地方紙をはじめとするマスメディアの対応は、その政治姿勢を問うものから、個人情報暴露まで記事にされ掲載され、硬論軟論並立状態であったと言えるであろう。ただ、半年もすると女性議員への好意的な記事は減り、女性議員に対する批判⁵⁶⁾記事が掲載されるようになる。さらに、一部女性議員のスキャンダル（当選直後の学歴詐称及び戸別訪問による選挙違反⁵⁷⁾が新聞紙上等をにぎわす。

その間にも1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布され、翌47（昭和22）年5月3日に日本国憲法が施行される。同年3月31日、GHQからの指令が出され、当時の吉田茂内閣のもと衆議院が解散される。それに先だつ、同年3月17日衆議院議員選挙法が改正され、前回の「大選挙区制」が取りやめられ、「単記中選挙区制」が復活することとなる。同年4月25日には、戦後2回目、新憲法下では初めての衆議院選挙、第23回衆議院議員選挙が実施され、女性の当選者15人のうち、再選されたものは12人、新人は3人という結果、先回の39人からくらべて女性議員は大幅な減員となった。

また衆議院以外の国会議員、地方議員への女性の進出は以下のようなようになる。貴族院は1947年（昭和22）年2月24日「参議院議員選挙法」の制定により、参議院となり、同年4月20日、第一回参議院議員選挙が行われ女性議員は10人当選した。また、1949（昭和24）年4月の第一回統一地方選挙では全国に749名の女性議員と5名の女性町村長が当選することとなった。

まとめ

戦後社会の混乱は政界の状況においても同様であった。そのような中であっても、民主

⁵⁵⁾ 一例としては、柄沢と志子^⑥による本会議での発言中での男性議員によるヤジは大いに問題となるものであった。

◎第90回帝国議会-衆-本会議-9号 昭和21年6月29号の「外地在留同胞引揚の促進並外地引揚者、復員者救済に関する決議案」発言中、議会内が騒然となった。女性であることや共産党員であったことから柄沢への、品性を疑うような男性議員からのヤジが会議録に残されている。

⁵⁶⁾ 『朝日新聞』1946年10月24号、読者の投書欄「声 婦人代議士に 東京・K子」には女性議員の政治家としての力量や品性への不安が吐露されている。

⁵⁷⁾ 岩本美砂子「II女性をめぐる政治的言説」『日本政治學會年報政治學』54 (0) 15-44、日本政治学会、2003年、26頁

化の流れで女性参政権も付与され、初の衆議院議員選挙が実施された。女性有権者の高い投票率、多数の女性議員の当選という結果から、GHQによる日本の民主化の一端は成功したようにみえる。だが第23回衆議院議員選挙の結果、女性議員の数が15人と減り、それ以降の衆議院選挙でも徐々にその数を減らしていった。

戦前戦中の市川らの「婦選」運動が戦後の女性の政治参加への大きなきっかけになっていたことは、女性候補者の中にいた「婦選」運動関係者の存在からも明らかである。また、当選者の戦前に受けた教育（海外の大学を卒業した者もいた）や職歴等（参照：資料④）からも、彼女らは何かしらの政治的な教示を受けていたことが、戦後の政治家への道を選ぶ一因になったと推察できる。

ただ、第22回衆議院議員選挙で当選した女性議員が「初の女性議員」「戦後初」等で語られることはあっても、当時の政治活動の実績は評価されることはあまりなかった。もちろん政治家として学歴詐称・選挙違反等で不適切な人物がいたことも事実ではあるが、今回「帝国議会議事録」を読み進めると政治家としての資質や見識に富み、努力や地道な活動を重ねた女性議員が多数存在する。第22回衆議院議員選挙の女性議員の大量当選を大選挙区制の賜物であるとか、民主化に伴う一過性のブームに乗った現象として、片付けることなく、第90回帝国議会衆議院会議帝国憲法改正案委員会における憲法審議や「婦人議員クラブ」等の政治活動を評価するべきである。

ただ、やはり女性議員は政治的な駆け引きや議会での発言や政策からも、「シロウト」の政治家であり、複数回の当選は困難であったと言えるであろう。約一年後の第23回衆議院議員選挙では女性候補者への得票数は前回より明らかに減少し、当選女性議員も減少した。初の女性議員の第23回衆議院議員選挙以降の動静を見ると、これ以降も議員として当選を重ねていく人（③⑤⑥⑧⑩⑫⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝の14人）、再出馬しなかった人（⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝の4人）、次選挙で落選し、そのまま引退した人（①②④⑥⑦⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝の12人）、落選後も選挙に出続けた人（②④⑦⑩⑬⑱㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝-7人）、落選後は中央ではなく地方で政治運動を続けていく人（㉞）や落選後は官僚として活躍した人（㉟）という状況であった。

本論文では政治活動の一端として、女性議員の議会での発言（帝国議会議事録：第90回・第91回・第92回帝国議会衆議院議会 帝国議会議事録検索システム（ndl.go.jp）から採録）に注目し、さらに議員個々のデータとして資料④と議会での発言をまとめた資料⑤を作成した。この資料などによって、女性と政治活動との関係を多方面から考察することができた。一点目は戦前・戦中に何かしらの社会運動へ参加していた経験が女性の政治参加を促す作用を果たしたということである。二点目は、初の女性議員は「シロウト」の政治家であり、その活動自体は短期間ではあったが、憲法改正を含む内容の濃い政治活動であった。この活動に対する評価は再考されるべきものである。三点目は76年前の女性議員が感じた、女性議員誕生を阻む障壁が今も変わらず存在することである。現代でも政治分野における男性優位の現状があり、立候補の際には政治基盤・資金の壁に直面する。政治家の仕事と女性のライフプラン（出産・子育て）との両立のむずかしさは政治分野に限ったことではないが、政治分野の男女格差は、75年前の状況とあまり変わっていないということである。現在、女性議員を増やすためにクォータ制⁵⁸⁾の導入も検討されているが、未定である。女性が政治家として政治中枢である国会議員になることは、現代の女性にとってもハードルが高い。しかし75年前、初の衆議院議員選挙に立候補した79人の女性たちはそのハードル

を越え、男性中心の政界に飛び込もうとしたのである。その原動力の一つが国の民主化による女性参政権獲得であった。

本稿において女性参政権獲得運動から初の女性議員誕生までの道程をあらためて検証し、女性が政治に対して自分の意見を表明し、政策作成やその審議の過程に影響を与えていくことの重要性を再認識した。ただ、現代にも続く女性の政界進出の低さの原因究明には、今回の75年前の女性国会議員の政治活動の検証だけでは不十分であり、対象や時間軸を変えた再検証が必要であると考ええる。

本稿でも明らかになったように、75年前から政治分野における男女格差はあまり縮まっていなかった。女性の政治参加を考える時、従来の政治構造（伝統的政治観）に女性側が組み入れられることにこだわってきた（つまり、旧来の政治家になること）。もちろん男女格差を縮める努力は必要であるし、国策としてなされるべきことである。しかし、例えば力のせめぎあいの政治から脱却し、相互依存のネットワークを作り上げ、そこから政治への意見を発信するとか、既存の政治にとらわれることなくさまざまな方向からの政治参加を考える時期に来ているとは考えられないか。

参考文献：

- 市川研究会『聞き取り調書—市川みさお1』2005年
 市川房枝「私の婦人運動—戦前から戦後へ」『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979年
 伊藤康子「1946年総選挙の立候補者・当選者と婦選運動」『中京女子大学紀要』第26号、1992年
 伊藤康子「一九四六年総選挙と女性の動向」『草の根と婦人参政権運動史』吉川弘文館、2008年
 岩尾光代『新しき明日の来るを進ず—はじめての女性代議士たち』日本放送出版協会、1999年
 岩本美砂子「Ⅱ 女性をめぐる政治的言説」『日本政治學會年報政治學』54 (0) 15-44、日本政治学会、2003年
 大海篤子『ジェンダーと政治参加』世識書房、2005年
 小沢遼子「婦人議員」『女の戦後史Ⅰ昭和20年代』朝日新聞社、1984年
 大山英久「帝国議会の運営と会議録をめぐる」『レファレンス』No. 652、国立国会図書館調査及び立法調査局調査企画課、2005年、PDF
 上條末夫「衆議院議員総選挙における女性候補者」『駒澤大學法學部研究紀要』巻48号、1990年
 国武雅子「戦後女性運動の起点—市川房枝を中心に—」『人間文化研究』創刊号、長崎純心大学大学院人間文化研究科、2003年
 児玉勝子『覚書 戦後の市川房枝』新宿書房、1985年
 神崎智子『戦後日本女性政策史—戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで』明石書店、2009年
 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、2004年
 進藤久美子『市川房枝と「大東亜戦争」』法政大学出版局、2014年
 菅原和子「日本の「女性参政権」の成立とその史的背景」『自治研究』70巻第1号・第4号、71巻第1号、良書普及会、1994年
 菅原和子「婦人参政権の成立経緯参考：加藤シヅエの役割をめぐる」『近代日本研究』VOL. 24、慶應義塾福沢研究センター、2007年
 竹安栄子「女性の政治参加活動の展開とその限界—戦後期の鳥取県地域婦人活動を中心に—」『現代社会研究科論集 京都女子大学大学院現代社会科紀要』第8号、2014年

58) 政治における男女共同参画を実現するための代表的な仕組みの一つで、議員の一定割合を女性に優先的に割り当てる制度として、ヨーロッパをはじめ、アジアやアフリカなどの開発途上国でも積極的に導入されている。クオータquotaとは、ラテン語に由来する英語で「割り当て、分担、取り分」などの意味である。出典：『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館